

北海道地方労働審議会
令和5年度家内労働部会
議 事 録

令和6年3月11日

北海道地方労働審議会家内労働部会

北海道地方労働審議会
(令和5年度家内労働部会)

1 日 時 令和6年3月11日(月)13:26~14:11

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益代表委員 國武部会長、宮崎委員
家内労働者代表委員 金子委員、田中委員、山田委員
委託者代表委員 松浦委員、百瀬委員

【事務局】 高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、大谷最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程の改定について
- (2) 北海道男子既製服製造業最低工賃にかかる諮問について
- (3) その他

5 議事内容

○牧野賃金室長

それでは皆さんお疲れ様でございます。北海道労働局賃金室の牧野と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

時間はちょっと早いですけれども参加者全員揃いましたので、令和5年度の北海道地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

第12期北海道地方労働審議会家内労働部会の委員につきましては、昨年11月1日に開催されました北海道地方労働審議会において、委員及び部会長の選任がされておりまして、各委員のご紹介につきましては専門部会の委員名簿資料1の配布をもって代えさせていただきます。なお、本日、所用によりまして、委託者代表の吉田委員と公益代表の牧野委員が欠席となっていることをご報告いたします。

次に、私ども事務局のご紹介をさせていただきます。まず、労働基準部長の高橋でございます。

○高橋労働基準部長

高橋です。よろしくお願いいいたします。

○牧野賃金室長

賃金室長補佐の杉山でございます。

○杉山賃金室長補佐

杉山でございます。よろしくお願いいいたします。

○牧野賃金室長

最低賃金係長の大谷でございます。

○大谷最低賃金係長

大谷です。よろしくお願いいいたします。

○牧野賃金室長

どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、審議に入る前に、高橋労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長

基準部長の高橋です。

午前中の北海道地方労働審議会に続きまして、家内労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、室長から話があったように、昨年11月に部会の委員に皆さんにご就任いただいたのですが、この間、近年コロナもありまして、家内労働部会はしばらく開かれていなかったというような状況もございます。久々の家内労働部会ということですが、ぜひよろしくお願ひいたします。

本日大きく議題が二点となっております。一つは、コロナの時に改正しておくべきであった運営規程におけるウェブでの会議の開催についてとなります。二つ目は、午前中にちょっと説明させていただきましたけれども、すでに委託事業者が1社、受託者が7名と非常に少なくなっている最低工賃の廃止についてとなっております。

事務局から色々説明して参りますけれども、皆様方のご質問をいただきました上で、忌憚ないご審議をいただければというふうに思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○牧野賃金室長

ありがとうございました。

それではここからの進行につきまして、國武部会長にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○國武部会長

小樽商科大学の國武と申します。よろしくお願ひいたします。

では議事に入りたいと思ひます。審議に先立ちまして北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程第9条に基づいて議事録を作成することになっておりまして、その議事録には部会長及び部会長が指名した家内労働者代表委員1名、委託者代表委員1名が署名することになっております。本日の議事録署名委員として、家内労働者代表委員から金子委員、委託者代表委員から松浦委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

議事次第(1)北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程の改定についての審議に入ります。

事務局から説明をお願ひいたします。

○牧野賃金室長

はい。それでは議事(1)「北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程の改定について」の説明と提案をさせていただきます。

資料 2、2ページから3ページにありますのが、現時点における家内労働部

会運営規程でございます。

提案させていただきます運営規程の改定内容につきましては、家内労働部会へのテレビ会議システム、これは映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムを利用する方法によって会議に出席することができ、かつ、このテレビ会議システムを利用する方法による会議への出席が、審議会令第8条第1項及び第2項に規定する会議への出席を含む、要するに、有効な会議への出席にするというものになります。新型コロナウイルス感染症等の流行時に感染防止の観点から、テレビ会議等による部会の開催を可能にするための改定でございます。

改定後の運営規程につきましては、資料 3、4 ページから 5 ページ、このうちの朱書きの部分、第6条に文言を加えさせていただいております。第6条をお読みします。

第6条、委員は部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項に規定する会議への出席に含めるものとする。

それで、もともとあった第6条を3としまして、「委員は病気、その他の理由により部会に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない」を第6条に追加した形で提案させて頂いております。

なお、北海道地方労働審議会と、あと同じ部会であります労働災害防止部会の運営規程につきましても、既に同様の改定を行っております。家内労働部会が開催されていなかったものですから、改定できなかったため、今回改めて改定を審議していただくということでご提案いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○國武部会長

はい、ありがとうございます。

今、ご説明ありましたように、資料の3の第6条に記載のとおり、テレビ会議システムによる会議出席を認める改正で、他の部会もそういう規定に既になっているということで、家内労働部会も揃えたいというのがご提案でした。

意見ご質問等ありますか。ありませんか。よろしいですか。

○各委員

はい。

○國武部会長

ではよろしければ、全会一致でご提案のとおり改定ということで決めたいと思います。ありがとうございます。では、それで進めていただければと思います。

では続いて議事次第(2)に移ります。北海道男子既製服装製造業最低賃金に係る諮問についての審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

それでは、今回のまず諮問の内容からご説明させていただきます。

午前中に行われました審議会において、部長からもお話ししたと思いますが、一応もう一度諮問の方からご説明いたします。

まず参考資料 3、一番後ろのページ、21ページになりますけども、これが諮問を行った文書の写しとなっています。一応、内容の方も読み上げさせていただきます。「家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条に基づき北海道男子既製服製造業最低工賃、平成13年北海道労働局最低工賃公示第1号の廃止決定について、貴会への調査審議をお願いする」ということで、北海道地方労働審議会会長宛てに諮問しており、午前中こちらの家内労働部会に審議を付託されたものであります。

次に今回の北海道男子既製服製造業最低工賃の廃止諮問に至る経過についてご説明させていただきます。

まず第14次最低工賃改正計画、これ資料の 6 になります。17ページです。これが全国の最低工賃の改定計画という一覧表になります。それにおいて、令和5年度が北海道男子既製服製造業の最低工賃の改定年度と言いますか、改定を協議する年度となっていましたので、令和5年11月から12月にかけて、私どもにおいて実態調査を行ったところ、令和5年4月の家内労働委託状況届、この委託状況届というのは毎年4月に各委託者から家内労働者の状況を報告していただく届出になります。この届出において北海道男子既製服製造業の最低工賃の適用委託者が2社、家内労働者が28名だったところ、実態調査の結果では、適用委託者が2社、家内労働者15人となっております、そのうち委託者1社とそれに伴う家内労働者8名につきましては、令和5年12月末で工場撤退に伴い家内労働者の委託が終了したことが確認されたため、諮問時点において、家内労働者の委託、最低工賃の適用は委託者1社、家内労働者7人、そのうち1名は休業中となっております。

また、現時点において、最低工賃が適用となる委託者および家内労働者、残った1委託者、家内労働者7人について確認したところ、現在は男子既製服の受注量が大きく減少していることと、工場での作業で家内労働者が行っていた作業工程が賄える状態、それと紳士服なのですが、ハンドメイドと言いますか、手作りというブランド力に対する需要がなくなってきたことから、現状として男子既製服製造業の最低工賃に規定されている作業工程に委託がないことが確認されております。また、その委託者も、男子既製服の製造から、製造自体が恒常的な受注が見込まれている防衛省の海上自衛隊の作業ジャンパーの受注が多くなってきて、そちらの方が恒常的な受注が見込まれるので、そちらの方に受注を移行しており、今後さらに男子既製服関係の受注が減少していくということを聞き取っております。

北海道男子既製服製造業最低工賃実態調査の結果は資料 4、6 から15ページ

となっております。その中で別表8の 及び 、10から11ページに、最低工賃が規定されている作業の調査結果が載っておりますけれども、これはすべて、もうすでに工場撤退に伴い委託が終了した委託者・家内労働者からの回答でありまして、現在残っている委託者および家内労働者における作業はありません。現在適用のある委託者から報告のあった委託作業は別添資料の15ページになりますけれども、こちらの今、現存しているところの作業、外注費の内容と金額ということで、これと最低工賃を見比べましても、規定されている作業工程がないということが確認できると思います。

その上で北海道男子既製服装製造業最低工賃の廃止諮問に至った理由については、今までの内容からまず一つ、当該最低工賃適用家内労働者が7名になったこと、二つ目、将来に向かって家内労働者への委託量が増加する見込みがないこと、三つ目、現状において最低工賃が適用となる作業工程がないことが確認されたこと、以上を踏まえまして、最低工賃適用家内労働者が本省の最低工賃計画で示します、「適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがなく、実効性を失ったと思われる最低工賃」に該当するものと判断いたしまして、廃止することが相当であるとの結論に至ったものであります。

なお、最低工賃廃止後についても、引き続き家内労働法の適用による委託状況届の提出、これは委託者、家内労働者の数の把握ですとか、安全衛生指導の対象とすることで、家内労働者の労働条件の向上を図り、その生活の安定に資するという家内労働法の名目は保たれると思います。

また、現時点において家内労働者に委託している事業場に、先ほど残った一委託事業場ですね、これについては一応面談で確認したところ、最低工賃が廃止されたとしても、特に家内労働者に不利益が出ることはないということ、意見をいただいていることを申し添えます。

最後に、関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取についての報告を致します。令和6年2月9日の北海道労働局長から北海道地方労働審議会会長あてに諮問されたことに伴い、同日北海道地方労働審議会会長名で意見聴取の公示を実施いたしました。法定の15日間以上経過した令和6年2月26日までに関係家内労働者及び関係委託者からの意見がなかったことを併せてご報告いたします。

以上が最低工賃の廃止諮問にかかる経過及び説明となります。諮問に対する審議をお願いいたします。

○國武部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から北海道男子既製服装製造業最低工賃の廃止の諮問についての説明がありました。

まずご意見ご質問等あればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松浦委員

はい。

○國武部会長

松浦委員をお願いします。

○松浦委員

松浦です。

今のご説明で、この最低工賃が廃止になっても、不利益は発生しないというお話でありました。まあ、もちろんそこは重要なところだとは思いますが、今後受注も見込まれないということではあるのですけれども、例えばなにか突発的に、作業が発生したような場合というのは、結局もう最低工賃は廃止にするので、その工賃自体の決めというのではないということによろしいでしょうか。

○高橋労働基準部長

そうですね。いわゆるその法的に、この工賃以上というのはなくなるという感じになります。

○松浦委員

そうですか、ちょっとそこが確認したかったので。ありがとうございます。

○國武部会長

ほか、いかがでしょうか。

○高橋労働基準部長

今のご質問に関して言えば、例えば今あるこの男子既製服ですけれども、平成12年に改正されて、その後ずっと改正せずに見送りという形でできていました。ですから、平成12年の金額、最低工賃がそのまま残っていた状況でありましたが、今回の廃止により最低基準の工賃は消えるという形になります。

○國武部会長

先ほどの事務局説明の確認になりますけれども、最低工賃が決まっていれば、業者間の競争があれば、それを下回るようなことにならない形で運用しているということでの役割を担っていたわけですが、私の理解ですけど、この今回廃止の提案を受けている業界についてはさっきの説明でいくと、まあ今1社で他社がない状況で家内労働者が7名、目安の人数が100名って言いましたね。100名を下回っている状況でかなり少ないということ、まあ、今後将来的なところは見通し分かりませんが、でもまあ他の業務に仕事に移っているという状況も確認されたということ。あとは3つ目で、現状もそれで支障ないということは今松浦委員の確認もありました。まあある種、廃止は結構重い、重い役割。関係の人がゼロってということだったら廃止しやすいですけど、でもまあ、その辺は審議した上で、これは廃止ということによろしいかどうかを皆さんにお諮りして決めたいということになりますかね。状況としては、そういうことによろしいですか。

○高橋労働基準部長

はい。

○國武部会長

はい、山田委員をお願いします。

○山田委員

はい、すみません先ほど委託する工程で最低工賃に係るものはないというお話を伺ったのですが、14ページの確認された事項の中で、一応、残っている委託者の分だと思うのですが、3番目「糸くず取りの作業がほとんどである」ということと、20ページの工程の中で糸くず取りの最低工賃があるのですが、これとは同じではないという理解でよろしいですかね。

○牧野賃金室長

現実に委託者に確認しましたところ、糸くず取りといっても、本当にごみを取る程度のものしかないということだそうです。この工賃の方は、例えば本当に縫った後の飛び出た糸をきちっと綺麗にするということなので、それとはちょっと違うという説明は私の方では受けております。

糸切りというのは、会社からもらった報告にもあるのですが、もしこれがその糸くず取りに該当するとしても、会社の金額については、最低工賃を上回っているの、これについては影響ないというふうに考えております。

○國武部会長

よろしいでしょうか。

○山田委員

当初の説明が、全く最低工賃と重複するところがないというか、最低工賃で示されている内容が一つもないという話を聞いていたものですから、ちょっと齟齬があるといけないので、今質問をしたということと、もう一点、男子既制服の16ページにあります7名ですかね、家内労働者数が、ちょっとこれは参考までになんですけど、この7名の方は、和服の方にも同一人物がいるということがあるのでしょうか。

○牧野賃金室長

いや、いないです。

○山田委員

全く男子既制服だけですか。ありがとうございました。

○國武部会長

他はいかがでしょう。

一つ事務局に確認していいですか。廃止後は、労働局としてこの7人の方の様子を見るとかフォローするとかいうことは考えていらっしゃるでしょうか。

○牧野賃金室長

毎年、4月春先に、委託状況届というものを各委託者において提出する義務があります。その中で、人数の把握は当然、そこで仕事を委託しているのかとか、事業に変わりがないのかということも確認できます。

それとは別に、安全衛生の部分につきましても、安全衛生指導員がおりまして、一年に全部回ることではできませんけれども、いろんな他の家内労働者もいま

すので、当然最低工賃の適用のない業種の方もいらっしゃると思いますので、その辺も踏まえて安全衛生指導を行っているという状況になります。受け身で見るのはそのぐらいしかないということにはなりますけれども、当然、家内労働者も監督、労働基準監督官の監督の対象者になりますし、例えば申告というのがあれば、対応できるかと思います。

○高橋労働基準部長

そういう意味では、一つは行政から積極的な把握としては、年一回の委託状況調査で、委託事業を続けているかどうか、家内労働者数を把握できます。

それから家内労働の指導員がおりますので、この指導員が、この最低工賃の適用にある業種、それ以外にかかわらず、巡視指導するという形になっていきますので、そこでの巡回指導等の対象となつて、安全衛生、それからその労働条件、家内労働の委託の条件も含めて調査を実施できますというような、セーフティーネットが、それからいわゆる労働基準法上の労働者ではありませんけれども、家内労働法の適用がありますので、何か労働条件または工賃の不払い等の違反があった場合には、労働基準監督署への申し出、申告と言いますけれども、そのようなこともできますし、監督官が権限行使をするという形で、基本的な家内労働の労働条件の枠組みは確保されるという状況になっております。

○國武部会長

わかりました、ありがとうございます。

○山田委員

今の説明に関連してすみません。まあ、廃止はやむを得ないかなという気はしているのですが、例えば、これを廃止することによって、家内労働者に不利益は生じませんというお話ですよ。今残っているのが1者ということで、はっきり言えば、これから例えば今ある仕事に関して、変な話、単価を下げたりすることが万が一あっても、こういう対面で聞き取り調査をやった時に、これ廃止になったら不利益ありますなんていう委託者はないと思うのですよね、正直。ですから、そこは先ほど監督官、指導に回っている時に、きちんと、少なくとも今までの段階をより下がることのないように、そういった指導をできるでしょうか。それともあくまでも、委託しているの、この金額でやってくださいって言ったなら、その金額が万が一単価下がっても、そこは指導の対象にはならないということでしょうか

○高橋労働基準部長

行政機関、監督官の指導の対象にはならないですね。そうですね。そこはやはりもう最低工賃がないということで、ならないという形です。逆にやはり、今日の午前中のフリーランスじゃないですけど、やっぱり受託者、家内労働者の方もそこは契約ですので、今まで10円で委託していたのに、5円下げてきた場合は、そこは双方で交渉してもらいたいですし、そのような相談が、監督署でもできるということです。

○山田委員

変な話、これがまあ、企業間の取引でもそうですけど、親があって子にじゃないですけど、委託者ですから、そこがその直接価格交渉力という部分が、本当に保たれるのかどうかというのは、廃止にしたとしても、きちんと指導していただきたいなというふうに思います。

○國武部会長

念のための確認ですけど、1社7名というのがあるけれど、この最低工賃にかかる業務は現状ない。

○牧野賃金室長

そうですね。

○國武部会長

で、将来的にも起こる見通しがないだろうという前提でということですかね。

○牧野賃金室長

はい。

○國武部会長

私もフォローと聞いたので、さもたくさんいる7名もそういう業務従事しているようなニュアンスもちょっとありましたけど、そこが廃止の前提だということですよ。

○牧野賃金室長

そうですね。

○高橋労働基準部長

現時点で1社がもう昨年末で辞めて、1社が残っており、家内労働者7名なのですけど、そのうち1名の方は、体調の関係で休業中ということで、6名の受託者の方が、ただ、その6名も、今この男子既製服の作業に該当するものはなくて、会社側がそもそも請け負って委託ということで、自衛隊のブルゾンの別な縫製の業務をその6名の方に依頼しているということで、この男子既製服の該当する作業がなくなると、今時点でなく、復活する予定もないということと、ただおっしゃるようにじゃあ廃止になったから、他の、例えば今のブルゾンも引き下げますなんていうことのないように、一言我々から事業者の方に、廃止にはなったけれども、適正な工賃の支払いをお願いしますというお声かけはさせていただきますので、そこはきちんとやっていきたいとします。

○牧野賃金室長

事業者としても、家内労働者の方にもっと仕事を委託したいという気持ちがあるようです。ずっと引き止めておくのに、ただ本当に仕事がないので、委託者も困って、紳士服だけではやっていけないので、そのジャンパーと言いますか、別のものをやって仕事を委託するというふうにしていきたいという話であって、もう男子既製服の仕事が増えるということはほとんどないという状況を見て確認してきたものであります。

○國武部会長

ありがとうございました。わかりました。
他いかがですか。

○松浦委員

じゃあ、もう一点だけ。

○國武部会長

はい、どうぞ。

○松浦委員

先ほど部会長の方からやっぱりその廃止という決定はなかなか重い決定ですよ
ねって話があって、資料 6 の17ページ以降に、令和4年から6年度までの一覧
が載っているのですが、これを見ますと、例えば令和4年度に秋田が通信機器用
部品廃止という諮問をしようとしたけれども、これは諮問見送りっていうこと
ですよ。で、令和5年度、今年度に北海道の男子既製服の廃止というのも含め
て、何県か出て来そうなのですが、北海道も含めてですね、他県も、いわゆる廃
止という手続きは、これまでごく普通に行われてきているものなのではないかと
思います。

○牧野賃金室長

すみません。現時点の全国の状況を、第14次最低賃金改正計画一覧表に加筆し
たもの配らせていただきます。

(資料配布)

○牧野賃金室長

この資料についてですが、日付が3月12日現在となっております。これは現在
報告を求められている最中の状況ですので、すいませんが、本部会限りの扱いと
いうことで、ご説明させていただきたいと思います。

まず、今質問がありました、廃止した事業、業種ということでいきますと、ま
ず令和4年度に宮崎労働局で婦人既製洋服が廃止となっております。

次に、5年度の現在の段階で情報があるのが、男子既製洋服1件と下着補正着
1件が廃止を予定に調査中ということになっております。

また、山口労働局と長崎労働局においてそれぞれ和服裁縫業最低賃金について
令和6年の2月7日、2月19日、私どもとほとんど変わらない時期に廃止の諮
問をしているという状況にあります。

まあ、全体的に家内労働者が減っているというのがきっと全国的な状況だと思
います。その中でどれを残していくのか、改正していくのか、それとももう廃止
という方向に行くのかというのは、各局、その業種によっても違うと思いますけ
ども、状況としてはもう、一定ですと改正していくというような状況ではない
ということになります。

○國武部会長

ありがとうございます。松浦さん、いかがですか。

○松浦委員

まあ、実績としてはあるということですね。

○國武部会長

そういうことですね。

○松浦委員

はい。

○高橋労働基準部長

やはり今日も皆さん廃止となりますと慎重なご意見があるというのはもちろんで、他の局でも100人を割ってなかなか、その受注も少なくなってきたという中で、多くの局で、この、例えば今お配りした中で黒丸または黒四角があると思いますが、これがみんな諮問の見送り、答申の見送りということで、改定をせず、そのままこうずっと、そのままというところは、放置しているような状況というのは続いておまして。実はこの北海道の既制服も午前中申しましたように、平成12年の改正を最後に、ずっと改正されずに見送り見送りという形になっておりました。で、一度平成28年に廃止の諮問をしたのですが、その時まで他に業者さんもいて、なおかつ、受託者が。

○牧野賃金室長

業者は1社だったんですけど、家内労働者が沢山いたのです。20人ぐらい。

○高橋労働基準部長

平成28年で21人。20人程度おられましたので、その際は見送りという形になっております。

○牧野賃金室長

当時、該当する委託者は、今回工場閉鎖した委託者でしたから、実際の工程と言いますか、委託内容も最低工賃に該当するものがたくさんあったということで、なかなか人数が減っただけでは廃止までとはということになりまして、廃止の答申が見送られたということになります。

○高橋労働基準部長

今回は、この男子既制服の工程が残っていた委託者が昨年末に廃業となりましたので、今回廃止の諮問をしたという状況になっております。

○國武部会長

ありがとうございます。

状況は大分共有できたかと思いますが、いかがですか。

ご提案としては廃止と言うのが事務局の提案ですけど、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○國武部会長

はい、ではありがとうございます。

ご承認頂きましたので、そのように進めたいと思います。

それでは、事務局で今後のスケジュールの説明と部会報告書の作成をお願いしたいと思います。

(報告書案配布)

○牧野賃金室長

今お手元にお配りしましたのは家内労働部会の報告書の案になります。読み上げさせていただきます。

令和6年3月11日、北海道地方労働審議会会長へ、北海道地方労働審議会家内労働部会部会長名で文書を出しております。

「表題」北海道男子規制服製造業最低工賃の廃止決定について。

「内容」本専門部会は、令和6年3月11日に専門部会を開催し、審議を重ねた結果、全会一致で、北海道男子既製服装製造業最低工賃の廃止の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記の通りであるということで、皆様のお名前を列記しています。この報告書を地方労働審議会会長にお渡ししまして、北海道地方労働審議会会長名で北海道労働局長への答申を行いたいと思います。答申を受けました北海道労働局長としまして、この決定に異議申し出に係る公示、これを法定15日間行います。これで異議申し出がなかった場合につきましては、日付としましては、令和6年の3月26日付で厚生労働省へ官報公示依頼を実施いたします。その後、日程的に、官報に公示されるのが、令和6年4月17日という形になりますので、この公示の前日で廃止ということになりますので、効力発生日が令和6年の4月16日という形になります。官報の公示が必要ですので、その公示によっては多少日付がずれるということがあるかもしれませんが、予定どおり進みますと令和6年4月16日が廃止の効力発生ということになります。以上でございます。

○國武部会長

念のため確認ですけど、今日欠席の方の名前は入るという扱いでいいですか。

○山田委員

多分「本件の審議にあたった」という言葉が入っている以上、欠席の方が審議というのは、個々の名前がなければ別にいいかなと思ったのですが、審議にあたったということになると、いないのに審議にあたったというふうになりかねないかなと。

○高橋労働基準部長

わかりました。確かにそうですね。

○山田委員

規則があれば、そこに基づいていただければ、それはそれで構わないのですけど。

○國武部会長

ではその点確認して対応をしていただければと思います。

○高橋労働基準部長

はい。

○國武部会長

その他よろしいですか。案のとおりでよろしいですか。

○各委員

はい。

○國武部会長

はい。ありがとうございます。

では議題の2は以上と致します。次に議題の3としてその他がありますが、何かご意見等ありますか。

ありませんか。事務局から何かありますか。

○牧野賃金室長

はい。最後をお願いでございます。本日は議事録を作成いたしますので、署名委員の皆様には、議事録確定次第、郵送で確認署名をお願いいたします。お忙しいと思いますけれども、署名したものを事務局の方に返却という形でどうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

○國武部会長

はい。ほか何かございますでしょうか。

なければ、以上で家内労働部会を終了といたします。

お疲れ様でした。

以上